

兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令

〔平成23年 2月23日
兵庫県警察本部訓令第1号〕

兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令を次のように定める。

兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、兵庫県警察における警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びこれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって兵庫県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁及び兵庫県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報（イからエまでについては書面に記載された情報を含む。）をいう。
 - ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 警察情報システムから出力された情報
 - ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器であって、職員（兵庫県警察に勤務する警察官、一般職員、臨時的任用職員及び非常勤嘱託員をいう。以下同じ。）が職務上取り扱うものに記録された情報
 - エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 警察本部（以下「本部」という。）に、情報セキュリティ管理者を置く。

2 情報セキュリティ管理者は、総務部長をもって充てる。

3 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事務を統括する。

(兵庫県警察情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他兵庫県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、本部に兵庫県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、これらの分類に応じた対策に従い適正に管理しなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム及び管理対象情報を、適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ監査)

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「情報セキュリティ監査」という。）を実施するものとする。

2 情報セキュリティ監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成28年9月20日本部訓令第20号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年2月20日本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。